

<理(美)容所の設備基準>

理(美)容所において講ずべき措置【理容師法第12条、美容師法第8条】

- 常に清潔に保つこと。
- 消毒設備を設けること。
- 採光、照明及び換気を充分にすること。

清潔保持の措置【理(美)容師法施行規則第26条】

- 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 洗場は、流水装置とすること。
- ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

採光、照明及び換気の実施基準【理(美)容師法施行規則第27条】

- 採光及び照明 理(美)容師が理(美)容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を百ルクス以上とすること。
- 換気 理(美)容所内の空気一リットル中の炭酸ガスの量を五立方センチメートル以下に保つこと。

理(美)容所の衛生上必要な措置【理(美)容師法施行条例第2条】

- 理(美)容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- 理(美)容所は、待合設備を有すること。
- 理(美)容所は、作業及び衛生保持に支障を来さないよう11.55平方メートル以上(13.2平方メートル以上)の面積を確保すること。
- 理(美)容所は、専ら洗髪のに供する洗い場を有すること。
- 洗い場は、陶器、ステンレス等不浸透性材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。
- 排水は、適正に処理すること。
- 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる適当なガラス張りケース又はこれに類する戸棚等を設けること。
- 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- 理(美)容所で使用する水は、清浄なものであること。
- 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

<理(美)容所の構造設備基準>

●営業所の広さ

○理容所

理容いす 1 台のときの床面積は、11.55 m²以上であること。

(いす 1 台増すごとに2.64m²以上増やすことが望ましい。)

○美容所

13.2 m²以上の床面積であること。

●換気設備

換気を十分にすること。(炭酸ガス量を5cm³/L 以下に保つこと。)

●洗い場

流水装置とすること。

洗い場は、陶器、ステンレス等不浸透材料を使用し、汚水が完全に排除できる構造であること。

●洗髪専用洗い場

専ら洗髪のために供する洗い場を有すること。

●消毒設備

消毒設備を設けること。

●待合い設備

待合いの設備が設けること。
待合い設備は、作業所と区分されていることが望ましい。

●救急箱

外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。

●床及び腰板

床及び腰板は、コンクリート、タイル、リノリウム又は板等の不浸透材料を使用すること。

●常に清潔に保つこと。

●器具類及び布片類は十分な量を備えること。

●使用する水は清浄なものであること。

●排水は適正に処理すること。

●採光・照明

採光・照明を十分に充分にすること。

直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。

●居室・休憩室等

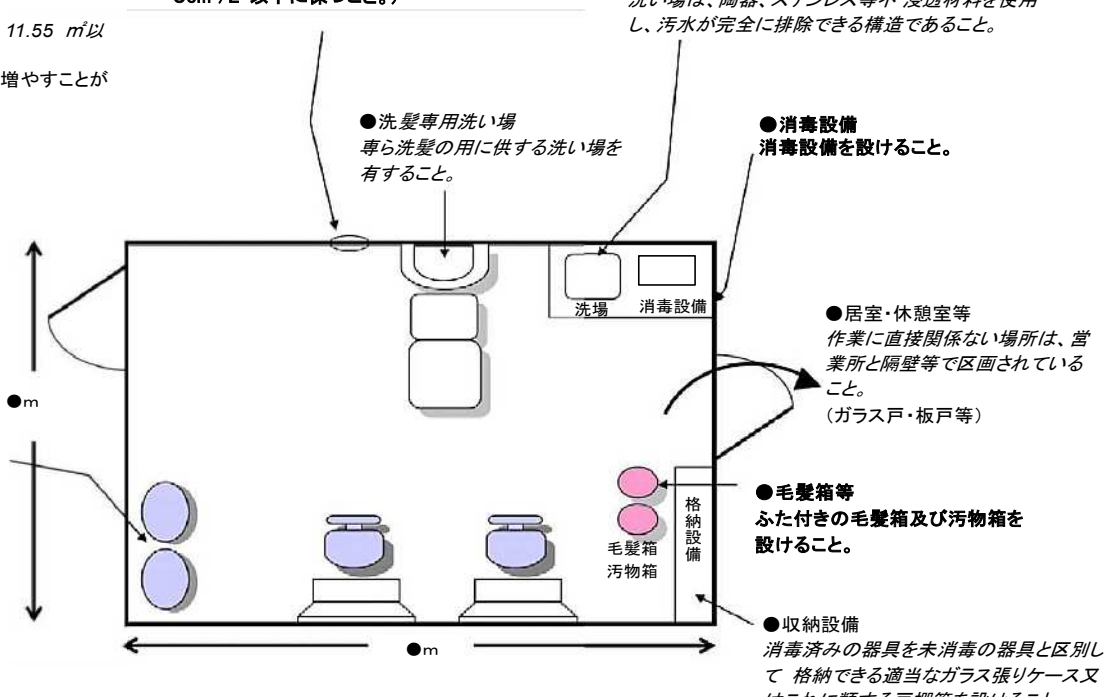
作業に直接関係ない場所は、営業所と隔壁等で区画されていること。
(ガラス戸・板戸等)

●毛髪箱等

ふた付きの毛髪箱及び汚物箱を設けること。

●収納設備

消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して格納できる適当なガラス張りケース又はこれに類する戸棚等を設けること。



注)太字:法令 斜体:条例

●面積が計算できるように、寸法を記載してください。